

四日市市農業経営基盤強化促進法関係手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第23号

四日市市農業経営基盤強化促進法関係手数料条例を廃止する条例

四日市市農業経営基盤強化促進法関係手数料条例（平成12年四日市市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（農業委員会事務局）